



市民活動センター 4月1日オープン!

☎ 総務課自治振興係（市民活動センター ☎25-6503）

4月1日、旧市体育館跡地に市民活動センターがオープンします。講演会や団体活動などの「市民活動」の場として、ぜひご利用ください。

「市民活動」とは

市民の皆さんが行う活動で、営利目的ではなく、広く多くの人のためになる公益的な活動のことです。NPOの活動や趣味のサークル、ボランティア団体、自治会の活動などがこれにあたります。

市民活動センターの使い方

- 多目的室・交流室
講演会や会議などの会場として
 - ホール
少人数の打ち合わせの場として
 - ロッカー室
団体の資料などの保管場所として
 - 憩いスペース
チャリンなどを設置して、団体の活動を紹介する場として
- ※ホール・憩いスペースは、自由に利用できます

開館時間

午前9時～午後10時

休館日

12月31日～翌年1月5日

利用料金

区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
多目的室 1	1,100円	1,500円	2,100円	4,500円
多目的室 2	1,300円	1,800円	2,600円	5,400円
多目的室 3	1,100円	1,500円	2,100円	4,500円
多目的室のうち 2 室を利用※ 1	2,400円	3,300円	4,700円	9,900円
多目的室すべてを利用※ 2	3,500円	4,500円	6,000円	13,000円
交流室 1	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円
交流室 2	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円
交流室 3	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円
交流室 4	1,000円	1,300円	1,500円	3,200円
交流室のうち 2 室を利用	1,300円	1,800円	2,600円	5,400円

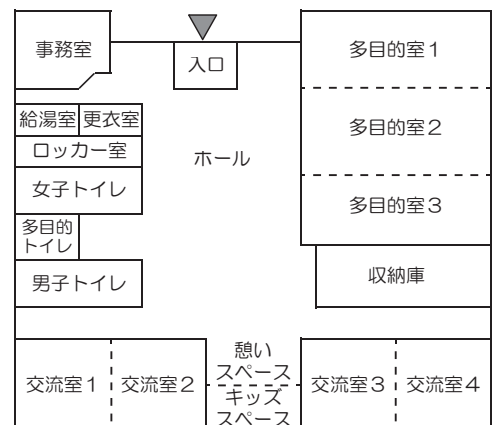
7月1日～8月31日まで（夏季）と11月1日～4月30日まで（冬季）は、冷暖房料として各部屋200円（※1は400円、※2は600円）が加算されるほか、営利目的の利用は、利用料が3倍、2千円以上の入場料を徴収するときは利用料が2倍になります。市民活動団体や福祉関係団体、自治会などが利用するときは、利用料の減額があります。

3月1日(火)、総務課自治振興係は「市民活動センター」に引越します

年度途中の変更で皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市民活動センターでの業務

- 住民自治活動（自治会）に関すること
 - コミュニティセンターや地区の会館に関すること
 - 交通安全、防犯活動に関すること
 - 市民交通傷害保険に関すること
- ※自動車臨時運行許可（仮ナンバー）は今までどおり市役所 2 階で受け付けます



間取り図

青少年非行防止・健全育成広報

青少年指導センターだより ～地域の子どもは地域で守り育てよう～

〒市青少年指導センター (☎23-3331 内線511)



不審者情報メール
QRコード

非行・犯罪被害の 防止に向けて

卒業や新学期を迎えるこの時期は、春休みの解放感や進級・進学などの環境の変化に伴う不安感から、万引きなどの非行や飲酒・喫煙、家出などの不良行為に走ることが心配されます。また、犯罪の被害にあいやすい時期でもあります。

毎日の生活の中で、子どもの言葉や生活態度に注意して、非行や犯罪被害にあわないようにしましょう。

●「深夜はいかい(夜遊び)」は危険です
毎年多くの少年が深夜はいかいで補導されています。深夜はいかいは「非行の入口」といわれ、喫煙や飲酒など、多くの不良行為や問題行動につながる危険な兆候の1つです。

また、悪い誘惑や恐喝などの事件・事故に巻き込まれる可能性も高くなります。

●「万引き」は犯罪です

自ら万引きすることはもちろん、「見張る」「命令する」「万引きした物をもらう」ことも犯罪です。回数を重ねることに罪の意識が薄れ、やがて重大な犯罪へとエスカレートするおそれもあります。

●インターネットには危険が潜んでいます

進級・進学を機会に携帯電話やスマートフォンを購入する人も多いと思います。インターネットには、さまざまなサイトがあり、有害サイトや悪意のある人と接触する危険性があります。子どもに持たせる場合は、フィルタリング機能(有害サイトへのアクセスを制限する機能)の利用や危険性、安全な利用の仕方などについて十分に教えることが必要です。

●「自転車事故」に気をつけましょう

春になると行動範囲が広がり、自転車が増えます。例年、2人乗りやスピードの出しすぎ、交差点からの飛び出しなどの危険運転が目立ちます。交通ルールを守って安全運転を心がけましょう。

●「不審者」に気をつけましょう

例年3月～6月にかけて不審者事案が多く発生しています。特に公園や通学路での「ひとり」は危険です。不審者に遭遇したときは、「大声を出す」「その場から逃げる」「ついていけない」など、子ども自身に危険を回避するための防犯意識を身につけさせていくことが大切です。



今年度の不審者発生状況(1月末日現在)

行為	件数	被害人数
声かけ・つきまとい	14件	34人
暴力行為	2件	2人
痴漢行為	2件	2人
露出	2件	2人
その他	1件	5人
合計	21件	45人

※その他はカメラでの撮影行為

子どもの安全は家庭・地域・ 学校全体で見守りましょう

周りに大人の目があれば、多くの非行や犯罪を未然に防ぐことができます。不審者への抑止力にもなります。

子どもたちが安心して過ごせる環境づくりのために、地域の皆様のご協力をお願いします。

●外出するときは必ず「行き先」を聞きましょう

●お子さんを「ひとり」で遊ばせないようにしましょう

●近所や通学路に危険な場所がないか、お子さんと一緒に考えましょう

●「子ども110番の家」の場所を一緒に確認しましょう

●ひとりで遊んでいる子どもや遅くまで遊んでいる子どもに「ひと声」かけましょう

●散歩など、登下校の時間帯に外に出て子どもを見守りましょう